

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表1の項中「450円」の次に「（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された証明書交付機能を備えた機器をいう。以下同じ。）を利用することによる交付の場合にあっては、350円）」を加える。

別表第1の2の表2の項中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる住民票の写しの交付の場合にあっては、200円）」を加え、同表3の項中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる戸籍の附票の写しの交付の場合にあっては、200円）」を加える。

別表第1の3の表1の項中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては、200円）」を加える。

別表第2の3の表1の項中「300円」の次に「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては、200円）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の藤沢市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料から適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料に

については、なお従前の例による。

(藤沢市印鑑条例の一部改正)

- 3 藤沢市印鑑条例（昭和49年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改める。

第15条第1項中「民間事業者が設置する」を「本市の電子計算機と電気通信回線により接続された」に改める。

(藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

- 4 藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改める。

第2条中「民間事業者が設置する」を「本市の電子計算機と電気通信回線により接続された」に、「証明書交付機器」を「多機能端末機」に改める。

提案理由

この条例を提出したのは、マイナンバーカードの普及促進の一環として、コンビニエンスストア等の多機能端末を介した住民票の写し等の交付に係る手数料の額を引き下げることに伴い、所要の改正をする必要による。